

第1回化審法見直し合同WGでの指摘事項

(1) 化学物質のリスクに応じた管理体系と安全性情報の伝達

- 「リスク」と「ハザード」の定義をはっきりさせるべき。
- M S D S は、化管法第1種・第2種指定化学物質及びG H S 対象物質を対象とすべき。
- M S D S の記述内容、活用方法、理解度等について改善が必要。
- サプライチェーン上の情報伝達手段として、事業者間のM S D S は定着しつつある。今後は中身の充実が望まれる。
- M S D S の検討に当たっては、現在化管法や労安法のM S D S が、中小企業も含めてどれだけ利用されているのか把握する必要がある。
- 情報伝達の議論は、化学物質・調剤と成形品で分けて議論すべき。
- 成形品中の化学物質は一般的にはリスクが少ないが、環境中に溶出するものは留意すべき。
- 産業界にとってM S D S と化審法は現在も無縁ではない。例えば、監視化学物質に指定された場合、取扱注意であることをユーザーに伝達する必要があり、それはM S D S に記載している。
- 化審法はすべての化学物質を対象としており、G H S に基づくM S D S について規定することに不自然はない。
- G H S については事業者間の情報伝達だけでなく、環境汚染の防止のためにも広く環境に排出される物質については、消費者の使用に関する物にラベルを付けることも必要。
- 成形品に関する情報伝達は、それぞれの業界のニーズに合わせて行うべき。
- リスク管理の強化がポイントであり、どのような場合に誰がどういうリスク評価をして、リスク情報を伝えるかを議論すべき。リスク評価のためには用途が重要で、国は各物質の用途に応じた排出量（率）のデフォルトを用意し、一定量を超える場合はばく露量に関する情報を川下に伝達するような仕組みを検討すべき。
- 用途について、例えば染料と言っても様々な使われ方がされているため、リスク評価に当たっては適切なグルーピングに加えて詳しい用途情報が必要。
- 川下における物質の使用状況に関する情報は、リスク評価に必要な情報であり、リスク評価を行う者に伝達される仕組みが必要。
- 化審法の審査で得られた情報を化学物質の適正管理、M S D S を通じた情報提供、他の制度における管理措置でも使えるような仕組み作りが必要。

(2) 高ハザード化学物質の厳格な規制

- 高ハザード物質は、入り口で取り締まるべき。
- エッセンシャルユースについては、現行制度以上の弾力的な取扱いが望まれる。エッセンシャルユースを認める際には、実際の用途・使用量の確認、環境モニタリング等による環境の状況の確認、必要な場合にはさらなる制限・禁止を行うことができる仕組み、代替品の開発を担保することが必要。
- 第一種特定化学物質の環境モニタリングは、極めて高い感度が要求され、技術的コスト的に十分にできるか。
- 産業界としてエッセンシャルユースはあって欲しいが、同時に、過去のP C B の事件

も踏まえ、セーフティネットの議論も必要。

- エッセンシャルユースについては、条約の趣旨を踏まえ、5～10年の期限をつけて、代替物質の開発を求めるのがよい。
- 既存化学物質を一特に指定する場合は、エッセンシャルユースについて配慮が必要。技術上の指針の規定も活用し認めていくべき。また、現行法で「一般消費者の用に供される製品の製造・加工への使用」が認められることとなっているが、この解釈を明確にすべき。
- 審査の中で、変異原性が非常に高いというデータが提出されても、低生産量新規化学物質であるために何ら活用できないことがある。そのようなデータも、うまく生かしてリスク管理につなげるべき。
- 高ハザードの定義が化審法ではPBTのみであるが、REACHではCMR等別の概念も入っている。今後、化審法の対象物質の範囲について再考する必要がある。
- 一監相当物質については、表示義務をかけてもよいのではないか。

(3) リスクの観点から懸念の高い化学物質の適切な管理

- 化審法では水系のばく露が重視されているが、大気汚染の観点もある。自主的取組の化管法だけでなく、それと対にある大気汚染防止法や、水質汚濁防止法、廃棄物処理法なども考慮して考えるべき。
- 今は難分解性であることが前提となっているが、それでなくともリスクがあるものもある。例えば、大気中に大量に放出されているトルエンなどは、良分解であるために化審法ではハザードデータが収集されていない。難分解のフレームを今後どうしていくか課題。
- 監視物質について長期的なハザードを評価するための仕組みの整備が課題。
- 現行の二特制度の活用が重要。表示義務の違反に対して現在は勧告しかないが、それで十分であるか検討すべき。
- 規制を行うだけでなく、まずは適切な管理がなされるべき。中小企業などサプライチェーンのプレイヤーの自主的な管理を促進するためにはそのための情報が必要であり、国がまずガイドを作っていくのが大事。
- 監視化学物質についてプライオリティ付けを行い、リスク評価を行う体制が確立していない。
- 監視化学物質について、どの程度環境モニタリングがなされているのか、明らかにした上で議論すべき。
- この審議会で食品衛生法や家庭用品規制法などがカバーする範囲に踏み込んでいくのは困難。それらの法に、化審法で得られた情報をどう伝達するかということが重要。
- 現在、労安法等の川上側と消費者関連法の川下側は分かれており、その情報をつなげる法律がない。その役目を担えるのは化審法しかないのではないか。